

# 震災対策編



# 震災対策編

## 目 次

第1部 災害予防	1
第1章 地震に強い村づくり	1
第1節 婦恋村の地震環境	2
第2節 減災目標	5
第3節 地震に強いまちづくりの推進	6
第4節 建築物の安全化	7
第5節 ライフライン施設等の機能の確保	8
第6節 液状化対策	8
第7節 危険物施設等の安全確保	8
第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	9
第1節 緊急地震速報と地震情報	9
第2節 情報の収集・連絡体制の整備	12
第3節 通信手段の確保	12
第4節 職員の応急活動体制の整備	12
第5節 防災関係機関の連携体制の整備	12
第6節 防災中枢機能等の確保	12
第7節 救助・救急及び医療活動体制の整備	12
第8節 消火活動体制の整備	13
第9節 緊急輸送活動体制の整備	13
第10節 避難収容活動体制の整備	14
第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備	16
第12節 広報・広聴体制の整備	17
第13節 二次災害の予防	17
第14節 複合災害対策	17
第15節 防災訓練の実施	17
第3章 村民等の防災活動の促進	18
第1節 災害被害を軽減する村民運動の展開	18
第2節 防災思想の普及	19
第3節 村民の防災活動の環境整備	21
第4章 要配慮者対策	22
第1節 要配慮者対策	22
第5章 その他の災害予防	22

第1節	孤立化集落対策	22
第2節	帰宅困難者対策	22
第3節	災害廃棄物対策	23
第4節	罹災証明書の発行体制の整備	23
<b>第2部</b>	<b>災害応急対策</b>	<b>24</b>
第1章	発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保	24
第1節	地震情報の収集・連絡	25
第2節	災害情報の収集・連絡	26
第3節	通信手段の確保	26
第2章	活動体制の確立	27
第1節	災害対策本部の設置	27
第2節	災害対策本部の組織	27
第3節	災害警戒本部等の設置	27
第4節	職員の非常参集	28
第5節	広域応援の要請等	30
第6節	自衛隊への災害派遣要請	30
第3章	救助・救急、医療及び消火活動	31
第1節	救助・救急活動	31
第2節	医療活動	31
第3節	消火活動	32
第4章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	33
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	33
第2節	交通の確保	33
第3節	緊急輸送	33
第5章	避難収容活動	34
第1節	避難誘導	34
第2節	避難場所及び避難所の開設・運営	36
第3節	応急仮設住宅等の提供	36
第4節	広域的避難収容	36
第5節	村外からの広域避難者の受入れ	36
第6章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	36
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	36
第7章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	37
第1節	保健衛生活動	37
第2節	防疫活動	37
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	37
第8章	被災者等への的確な情報伝達活動	38
第1節	広報・広聴活動	38

第9章	社会秩序の維持等に関する活動	40
第1節	社会秩序の維持	40
第10章	施設、設備の応急復旧活動	40
第1節	施設、設備の応急復旧	40
第2節	公共土木施設の応急復旧	40
第11章	二次災害の防止活動	41
第1節	二次災害の防止	41
第12章	自発的支援の受入れ	42
第1節	ボランティアの受入れ	42
第2節	義援物資・義援金の受入れ	42
第13章	要配慮者対策	43
第1節	要配慮者の災害応急対策	43
第14章	その他の災害応急対策	45
第1節	学校の災害応急対策	45
第2節	文化財施設の災害応急対策	45
第3節	災害救助法の適用	46
第4節	動物愛護	46
<b>第3部</b>	<b>災害復旧・復興</b>	<b>47</b>
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	47
第2節	原状復旧	47
第3節	計画的復興の推進	47
第4節	被災者等の生活再建の支援	47
第5節	被災中小企業等の復興の支援	47
第6節	公共施設の復旧	47
第7節	激甚災害法の適用	48
第8節	復旧資金の確保	48



## 第1部 災害予防

地震に備え、災害の発生を予防し、又は災害の規模を最小限にするためには、以下の事項が重要である。

- 大規模地震が発生しても、それに耐えられる村をつくる
- 発生した被害に対しての迅速かつ的確な災害応急対策の体制を構築する
- 「自らの命は自らが守る」ための住民の防災活動を推進する

### 第1章 地震に強い村づくり

地方公共団体は、治山、治水その他の国土の保全に関する事項、建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項、交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項の実施に努めることとされている。(災害対策基本法第8条第2項第2号、第3号、第4号)

このため、村は、県、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と連携して、次の計画の実現に向けて努力するものとする。

## 第1節 嬭恋村の地震環境

### 1 想定した地震

地震が少ないといわれている群馬県だが、大小さまざまな活断層が県内及びその周辺に確認されている。この調査で被害予測を行った想定地震は、長野県北部に分布する長さ約58キロメートルの「長野盆地西縁断層帯」とした。平成24年の群馬県の「地震被害想定調査」では、「長野盆地西縁断層帯」で大きな地震が発生した際に嬭恋村に大きな揺れが起こることが想定されている。

「長野盆地西縁断層帯」の最新の活動は1847年に発生した善光寺地震（M7.4程度）であると考えられており、30年以内の地震発生確率はきわめて低いとされているが、嬭恋村周辺には被害想定調査の行われていない活断層もあることから、大地震はどこでも起こりうると考えられる。

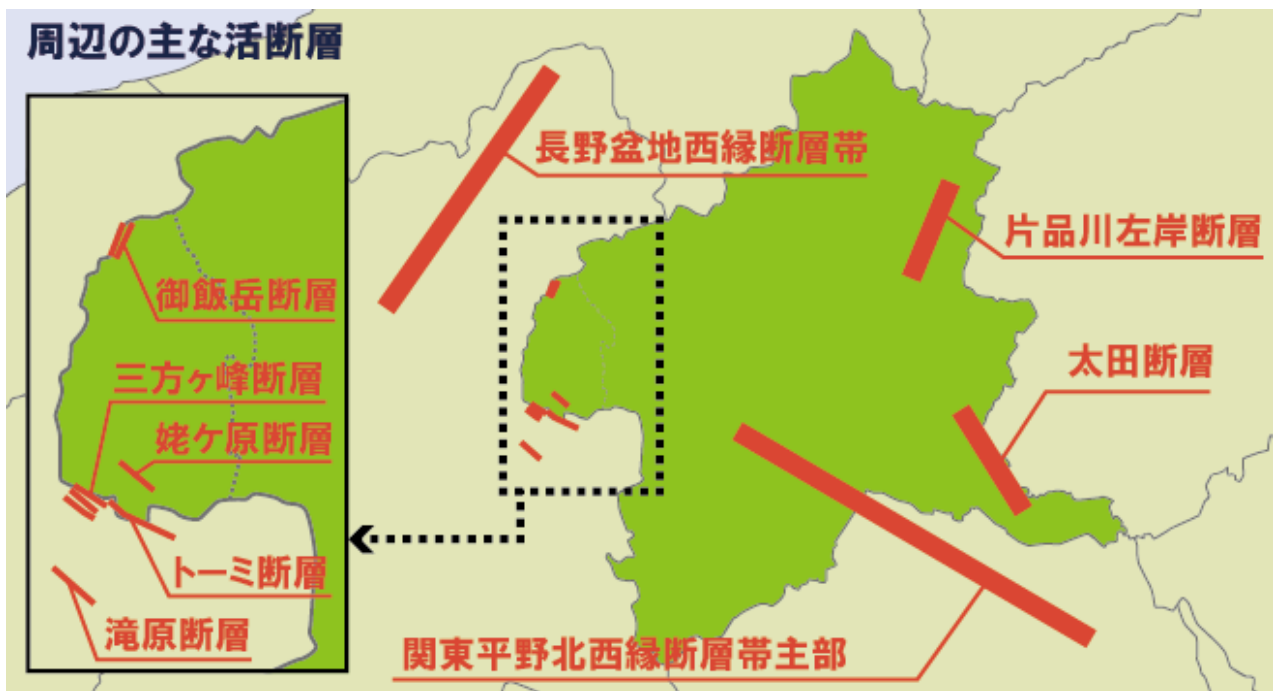
以下の表は、この調査で被害予測を行った想定地震の断層パラメータである。

上端 深さ	長さ	走向	傾斜	幅	ずれの向き	地震規模 (M)
4km	60km	216.4°	45° 西傾斜	18km	西側隆起逆断層	7.8

パラメータの典拠：地震調査研究推進本部地震調査委員会(2009a)全国地震動予測地図

平成27年4月24日の地震調査研究推進本部地震調査委員会の「長野盆地西縁断層帯（信濃川断層帯）の長期評価（一部改訂）」では、「長野盆地西縁断層帯」は、飯山―千曲区間と麻績区間の2つの区間に分かれて活動すると推定されている。飯山―千曲区間では、M7.4―7.8程度の地震、麻績区間ではM6.8程度の地震が発生する可能性があり、両区間が同時に活動する可能性も否定できないとしている。その場合には、M7.9程度の地震が発生する可能性もある。この場合の地震発生確率を求めることはできないが、各区間が単独で活動する確率より大きくなることはないと考えられている。

### <想定を行った断層と嬭恋村周辺の活断層の位置図>

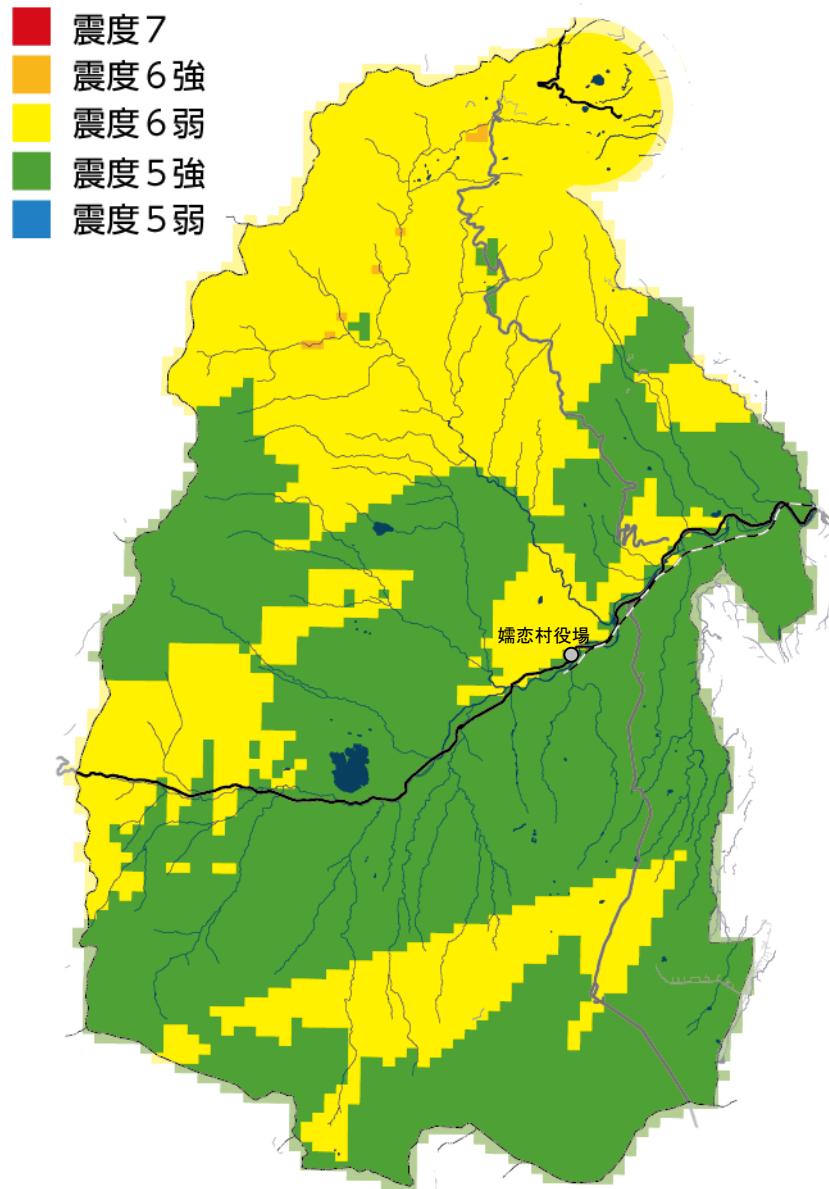




## 2 想定起震断層

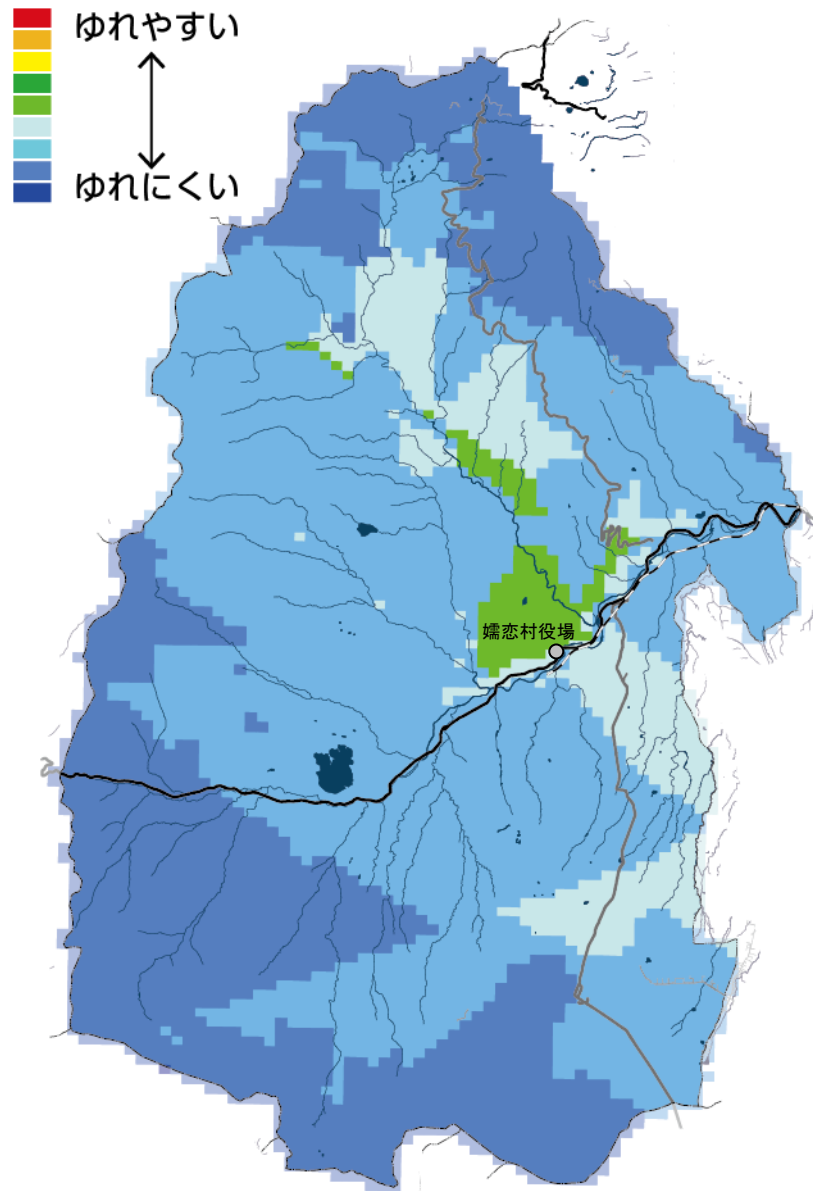
### (1) 震度の予測結果

平成 24 年の群馬県の「地震被害想定調査」で想定された長野盆地西縁断層帯を震源とする地震 (M7.8) の場合に想定される地表震度分布図を示す。



(2) ゆれやすさの分布

全国どこでも発生しうる地殻内の浅い場所で発生する地震として孺恋村役場の直下に「予防対策用地震」の震源を設定し、算出した結果を示す。



## 第2節 減災目標

近年、群馬県では大規模地震は発生していないが、過去には大規模地震が生じていた痕跡がある。

地震は、たとえ発生確率が低くても、いったん発生すればその被害は甚大なものとなる可能性がある。低い発生確率を示す数値は、決して安全を示す数字ではない。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震という巨大地震により多くの尊い命が失われた。千年に一回発生するとされた地震、一生のうちに遭わない確率の方が高い地震が、我々が生きている間に発生した。今を生きている私たちにとっては、発生したことが事実であり、「今後もまた発生することがある」ということを認識して、未来の安全・安心な生活を守るために、いつ発生するかわからない大規模地震に対してもしっかりとした備えをしていかなければならない。

このことから、平成23年度から平成24年度にかけて実施した「群馬県地震被害想定調査」の被害想定結果を受け、平成24年度に外部有識者等で構成する群馬県地震防災戦略策定検討委員会及び庁内ワーキンググループを設置するとともに、市町村、防災関係機関等の協力を得て、今後、本県において大規模地震が発生した場合、被害を可能な限り抑止・減少させるために、「減災目標」の設定と各種地震対策で構成する『群馬県地震防災戦略』を策定した。

以下に、その概要を示す。

### 1 計画期間

平成25年度からの平成34年度までの10年間

### 2 減災目標

県や市町村、県民などが各種対策を実施することにより、群馬県地震被害想定調査において想定した想定地震（深谷断層帯・綾瀬川断層帯による地震、太田断層による地震、片品川左岸断層による地震）について、下表のとおり死者数を60%、経済被害額を50%減少させる。

想定地震	死者数(人)		経済被害額(億円)	
	平成24年度	平成34年度	平成24年度	平成34年度
深谷断層帯・綾瀬川断層帯による地震	3,133	1,253	32,226	16,113
太田断層による地震	1,133	453	12,904	6,452
片品川左岸断層に夜地震	23	9	260	130

### 3 地震被害を抑止・減少させるための対策

群馬県地震防災戦略では、3つの基本目標「1. 県民の生命を守る（犠牲者の軽減）」、「2. 県民の生活を守る（不便の軽減）」、「3. 経済被害を減らす（被害額の軽減）」のもとに、7つの方針（大柱）、14の施策分野（中柱）、28の施策項目（小柱）、62の施策・事業による施策体系を構築し、各種対策（施策・事業）を効果的に推進する。

（※基本目標を構成する方針（大柱）に基づく、発災前～発災後において備えるべき62の各種対策（施策・事業）の概要、取組状況については、群馬県作成『群馬県地震防災戦略』による。）

## 第3節 地震に強いまちづくりの推進

### 1 地震に強いまちづくりの推進

村は、県と連携して、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たり、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策をその中に位置づけるよう努めるものとする。

また、都市計画を定めるに当たっては、地震に強い都市構造の形成のため、必要に応じて、「防火地域」又は「準防火地域」を定め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、防災上重要な市街地の整備を推進するとともに、災害時の避難、消防、救護活動等に寄与する道路、公園等の公共施設の整備を図るなど防災に配慮したまちづくりを推進するよう努めるものとする。

さらに、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための緊急的な消火・生活用水を確保するための施設等の整備にも努めるものとする。

## 第4節 建築物の安全化

### 1 建築物の耐震性の確保

村は、県(建築課ほか)と連携して、建築物の耐震性の確保を推進するため、建築基準法(昭和25年法律第201号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)による耐震改修計画の認定を受けた建築物については、一定の条件の下、耐震化の支援制度を活用することができるので、その周知を図ることとする。

### 2 公共建築物及び防災上重要な建築物の安全性の確保

村は、県及び施設管理者と連携して、不特定多数の者が利用する公共建築物及び防災上重要な施設(以下、この節において「公共建築物等」という。)について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。具体的には、次の建築物が対象となる。

- ①村役場、公民館等の建築物のうち不特定多数の者が利用するもの
- ②学校(専修学校及び各種学校を含む。)、体育館
- ③病院、診療所
- ④劇場、観覧場、集会場、展示場、映画館、演芸場、公会堂
- ⑤百貨店、卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥運動施設(ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設)
- ⑦ホテル又は旅館
- ⑧賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿
- ⑨老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑩博物館、美術館又は図書館
- ⑪遊技場、公衆浴場
- ⑫飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- ⑬理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これに類するサービス業を営む店舗
- ⑭工場
- ⑮車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑯自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- ⑰郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

なお、村は、県と連携して、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係わるリストの作成及び公表に努めるものとする。

### 3 建築物の非構造部材の脱落防止対策等の推進

村は、県及び施設管理者と連携して、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等を図るものとする。

### 4 文化財の保護

村は、県と連携して、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

## 第5節 ライフライン施設等の機能の確保

(風水害・雪害対策編第1部第1章第6節「ライフライン施設等の機能の確保」に準ずる。)

## 第6節 液状化対策

### 1 公共施設等における液状化被害の防止

公共施設の管理者及び病院、学校、百貨店、ホテル等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ適切に実施するものとする。特に、大規模開発に当たっては、液状化被害の防止に特段の配慮を行うものとする。

### 2 液状化対策の知識の普及

村は、県(建築課ほか)と連携して、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等のマニュアル等による普及を始め、住民への液状化対策の知識の普及を図るものとする。

## 第7節 危険物施設等の安全確保

(事故災害対策編「IV 危険物等災害対策」に準ずる。)

## 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

村は、県及び指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と連携して、地震が発生し、大規模な被害が発生した場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を最小限に抑えるための活動を行う。

災害応急対策の内容は、最初に被害規模等を把握するための情報収集を迅速に行い、次いでその情報に基づいて所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進め、さらには避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）の実施である。また、当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフラインの応急復旧、被災者への情報提供、二次災害の防止という段階を踏んで災害応急対策が進められていくものである。

以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。

### 第1節 緊急地震速報と地震情報

#### 1 緊急地震速報

##### (1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

##### <緊急地震速報で用いる区域の名称>

県名	区域の名称	郡市町村名
群馬県	群馬県北部	沼田市、吾妻郡〔中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町〕、利根郡〔片品村、川場村、昭和村、みなかみ町〕
	群馬県南部	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡〔榛東村、吉岡町〕、多野郡〔上野村、神流町〕、甘楽郡〔下仁田町、南牧村、甘楽町〕、佐波郡〔玉村町〕、邑楽郡〔板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町〕

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

##### (2) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経路による市町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

##### (3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速

報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

#### (4) 普及啓発の促進

前橋地方気象台は、群馬県や市町村、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

#### (5) 緊急地震速報を取り入れた訓練

前橋地方気象台は、防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

## 2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、群馬県は群馬県北部と群馬県南部の2区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計し



		た震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

### 3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

#### (1) 地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

#### (2) 管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台は週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日午後（金曜日が休日の場合は、それ以降の最初の平日）に発表している。

### 4 東海地震関係

東海地震とは、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究や観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震である。気象庁は、関係機関の協力も得て、地殻変動や地震等を24時間体制で監視し、異常なデータが観測された場合には「東海地震に関連する情報」を、各情報が意味する危険度に応じた「カラーレベル」を付し、お知らせする。

なお、前兆すべりが急激に進んだ場合や前兆すべりが小さい場合等には、直前予知ができない場合もあるので、日ごろから東海地震への備えをしておくことが大切である。

#### <東海地震に関連する情報の種類>

情報名		発表基準
東海地震予知情報 [カラーレベル 赤]		東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合
東海地震注意情報 [カラーレベル 黄]		観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合
東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル 青]	臨時	観測データに通常とは異なる変化が観測され、その変化の原因についての調査を行った場合
	定例	毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

## 第2節 情報の収集・連絡体制の整備

(第1～3項は、風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。)

### 4 緊急地震速報の伝達等

村は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

また、受信した緊急地震速報を市町村防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

## 第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。)

## 第4節 職員の応急活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。)

## 第5節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

## 第6節 防災中枢機能等の確保

(第1～4項は、風水害・雪害対策編第1部第2章第9節「防災中枢機能等の確保」に準ずる。)

### 5 公的機関等の業務継続性の確保

村は、県等と連携して、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

## 第7節 救助・救急及び医療活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「救助・救急及び医療活動体制の整備」に準ずる。)

## 第8節 消火活動体制の整備

### 1 消防力の整備

村は、消防機関と連携して、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努めるものとする。

また、地震による火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配置に努めるものとする。

### 2 出火の防止

村は、消防機関及び県(消防保安課ほか)と連携して、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を教授するものとする。

### 3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果大きい。

このため、村は、消防機関と連携して、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 地域ぐるみの消防訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。
- (3) 村は、消防機関と連携して、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

## 第9節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

## 第10節 避難収容活動体制の整備

震災時には、建物の損壊、焼損等による二次災害の発生及び避難住民の大量発生が予想される。

このため、村は、その他防災関係機関と連携して、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

### 1 避難誘導計画

- (1) 村は、避難場所、避難所及び避難路について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 村は、消防機関、警察機関等と協議して地域防災計画等の中に発災時の避難誘導に係る計画を定め、これらの機関と協力して避難誘導訓練を行うものとする。
- (3) 村は、避難行動要支援者（要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。以下同じ。）を速やかに避難誘導するため、風水害・雪害対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (4) 村は、県と連携して、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (5) 村は、県(学事法制課・教育委員会ほか)と連携して、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等、相互の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

### 2 指定緊急避難場所及び指定避難所

- (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定  
村は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
- (2) 指定緊急避難場所の指定基準  
村は、指定緊急避難場所について、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとし、指定緊急避難場所となるオープンスペースについては、必要に応じ、地震に伴う火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。
- (3) 指定避難所の指定基準  
村は、指定避難所について、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するもの

とする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(4) 学校を避難所として指定する場合の配慮

村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(5) 避難所における生活環境の確保

- ア 村は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努めるものとする。
  - イ 村は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。
- 加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。

(6) 物資の備蓄

村は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具（LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。）、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(7) 案内標識の設置

- ア 村は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努めるものとする。
- イ 村は、案内標識の作成に当たっては、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

(8) 運営管理に必要な知識の普及

村は、避難所の運営管理のために必要な知識の住民への普及に努めるものとする。

(9) 福祉避難所

村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

### 3 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

村は、県（建築課ほか）及び企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

村は、県（建築課ほか）と連携して、災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 学校の教育活動への配慮

村は、県(建築課ほか)と連携して、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(4) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

村は、県(住宅政策課ほか)と連携して、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。)

## 第12節 広報・広聴体制の整備

### 1 広報体制の整備

村は、県(広報課ほか)及びライフライン事業者等と連携して、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

- ア 広報事務の担当部署をあらかじめ決めておく。
- イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

例)

発生した地震の震源・規模被害状況 被害状況 二次災害の危険性 余震の可能性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難の勧告又は指示の内容 避難場所、避難所の名称・所在地・対象地区	避難時の注意事項 受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否
---	---

- ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

例)

テレビ、ラジオ、同報系無線(戸別受信機)、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等
--

- エ 広報媒体の整備を図る。

例)

広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話
-----------------------

- オ 災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

## 第13節 二次災害の予防

(風水害・雪害対策編第1部第2章第15節「二次災害の予防」に準ずる。)

## 第14節 複合災害対策

(風水害・雪害対策編第1部第2章第16節「複合災害対策」に準ずる。)

## 第15節 防災訓練の実施

(風水害・雪害対策編第1部第2章第17節「防災訓練の実施」に準ずる。)

## 第3章 村民等の防災活動の促進

災害から住民の生命、身体及び財産を守ることは、村に課せられた使命といえるが、同時に自らの安全は自らが守ることも防災の基本である。住民は、その自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの安全を守るよう行動することが重要である。

また、発災時には行政が本格的に対応を行うまでの間にある程度の時間が必要であること、通信、交通等の混乱により、被災地における活動が一時的に不可能となることも予想される。

このため、住民には、地震発生時に、初期消火を行う、近隣の負傷者・避難行動要支援者を救出・救助する、村が行う防災活動に協力するなど防災に寄与することが求められる。

したがって、村は、県及びその他の防災関係機関と連携して、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め、住民に対する防災思想の普及、徹底に努める必要がある。

### 第1節 災害被害を軽減する村民運動の展開

(風水害・雪害対策編第1部第3章第1節「災害被害を軽減する村民運動の展開」に準ずる。)



## 第2節 防災思想の普及

### 1 防災知識の普及

村は、県(危機管理室ほか)、警察機関及び消防機関と連携して、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。

#### (1) 家庭内の危険防止

##### ア 家具類の転倒防止

家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。

##### イ 物の落下防止

家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

##### ウ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

##### エ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

##### オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋(柱、土台、屋根瓦)、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

#### (2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

##### ア 地震が起きたときの各自の役割

(誰が何をもち出すか、避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。)

##### イ 消火器具の備え付け及び使用方法

##### ウ 家族間の連絡方法

##### エ 避難場所、避難所及び避難路の確認

##### オ 安全な避難経路の確認

##### カ 非常持ち出し品のチェック

##### キ 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

##### ク 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者の避難方法

##### ケ 地震情報の入手方法

##### コ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

#### (3) 非常持ち出し品の準備

##### ア 3日分の食料、飲料水の家庭内備蓄(乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料)

##### イ 貴重品(現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等)

##### ウ 持病薬、お薬手帳、応急医薬品等(消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常備薬、三角巾、携帯トイレ、トイレトペーパー等)

##### エ 携帯ラジオ

オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

カ 衣類（下着、上着、タオル等）

（4）屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

ア 身の安全の確保、机や椅子に身を隠す。

玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

あわてて外に飛び出さない。

イ 火災を防ぐ。

火の始末をする。

火が出たら初期消火に努める。

ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。

エ 避難方法

携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。

山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し避難する。

オ 応急救護

対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。

カ 救出活動

建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。

キ 自動車運転者にとるべき行動

道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。

ラジオで災害情報を聞く。

警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。

避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

（5）正しい情報の入手

ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。

村役場、消防署、警察署等からの情報には絶えず注意する。

（6）電話に関する留意事項

ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問い合わせ等は、消防活動に支障を来すので控える。

イ 輻そう等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。

（第2～8項は、風水害・雪害対策編第1部第3章第2節「防災思想の普及」に準ずる。）

## 9 緊急地震速報の普及、啓発

村は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるものとする。

### 第3節 村民の防災活動の環境整備

#### 1 消防団、自主防災組織の育成強化

##### (1) 消防団の育成強化

村は、県(消防保安課ほか)と連携して、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図るものとする。

##### (2) 自主防災組織の育成強化

村は、県(危機管理室ほか)と連携して、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資機材の整備等の助成等に努める。

イ 青年層・女性層の自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第1部第3章第3節「村民の防災活動の環境整備」に準ずる。)

## 第4章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者対策

(風水害・雪害対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。)

## 第5章 その他の災害予防

### 第1節 孤立化集落対策

(風水害・雪害対策編第1部第5章第1節「孤立化集落対策」に準ずる。)

### 第2節 帰宅困難者対策

震災時には、鉄道等の交通網の支障により、通学・通勤等の滞在先から自宅まで帰宅することが困難となる帰宅困難者の発生が予想される。帰宅困難者が発生した場合、帰宅困難者自身の安全の問題や、多数の徒歩帰宅者による緊急路を含む道路渋滞等の問題が予想され、帰宅不能の場合には交通機関の復旧までの滞在場所の確保等が必要となる。

このため、帰宅困難者に対しての情報提供、各種支援などを、平素より検討しておく必要がある。嬭恋村においても、通学者や観光地を訪問した旅行者が被災し、帰宅困難者となることが想定される。

#### 1 村及び県の帰宅困難者に対する取組み

##### (1) 普及啓発

村は、県と連携して、集客施設や学校等における一斉帰宅抑制が実効性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、集客施設や学校等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

##### (2) 一時避難施設の提供

村は、帰宅困難者のための、指定している既存の避難所など、一時避難施設の提供に努める。特に観光地では、季節に応じて多数の帰宅困難者が予想されることから事前に観光客用の避難施設を指定しておくよう努める。

##### (3) 備蓄物資の確保

村は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食

料、毛布等の備蓄に努めるものとする。なお、これらの対応については民間事業者への協力も求めていくものとする。

(4) 情報提供の体制づくり

村は、県と連携して、一時避難施設等に関する情報、鉄道、バスの運行、道路の復旧情報などに関する情報を防災拠点における貼り紙や、ラジオ等の放送機関からの放送により、迅速に提供できる体制を整備する。なお、これらの対応については民間事業者への協力も求めていくものとする。

(5) 徒歩帰宅者の支援対策

村は、県と連携して、大量の徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、幹線道路沿いに公共施設を活用した帰宅支援施設を配置し、水・食料・トイレ・休息の場・情報等の提供が行えるよう努める。

また、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求める。

## 2 大規模集客施設の取組み

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、村及び関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

## 3 各学校の取組み

各学校は、児童・生徒等が学校内に一定期間待機できるよう、必要な環境整備に努めるものとする。

# 第3節 災害廃棄物対策

## 1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 村は、県、施設管理者及び建築物所有者と連携して、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 村は、県と連携して、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるものとする。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。
- (3) 村は、県と連携して、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。

## 第4節 罹災証明書の発行体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第5章第2節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。)

## 第2部 災害応急対策

災害応急対策の実施に当たっては、住民に最も身近な行政主体として、第1次的には村が当たり、県は、村を支援するとともに広域にわたり総合的な処理を必要とする対策に当たる。

また、村の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、県及び国が積極的に災害応急対策を支援することとなっている。

地震発生後、村等の防災関係機関は、最初に被害規模等の情報を収集し、関係機関に連絡し、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進める。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。

当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行う。

なお、本計画では標準的な対策を記述しているので、実際の活動に当たっては、当該災害の態様、規模等に応じ、本計画の内容を選択又は補足する必要がある。

### 第1章 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

地震が発生した場合、地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。

このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

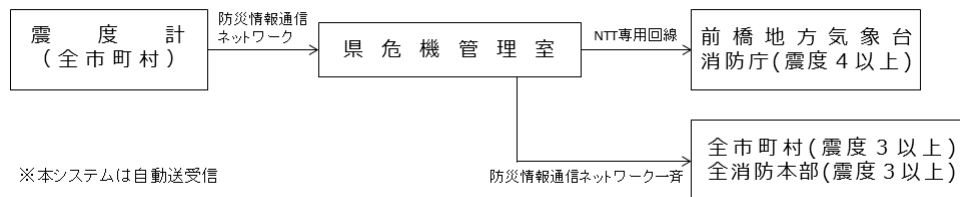
## 第1節 地震情報の収集・連絡

### 1 震度情報の収集及び連絡

#### (1) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報の把握とその伝達

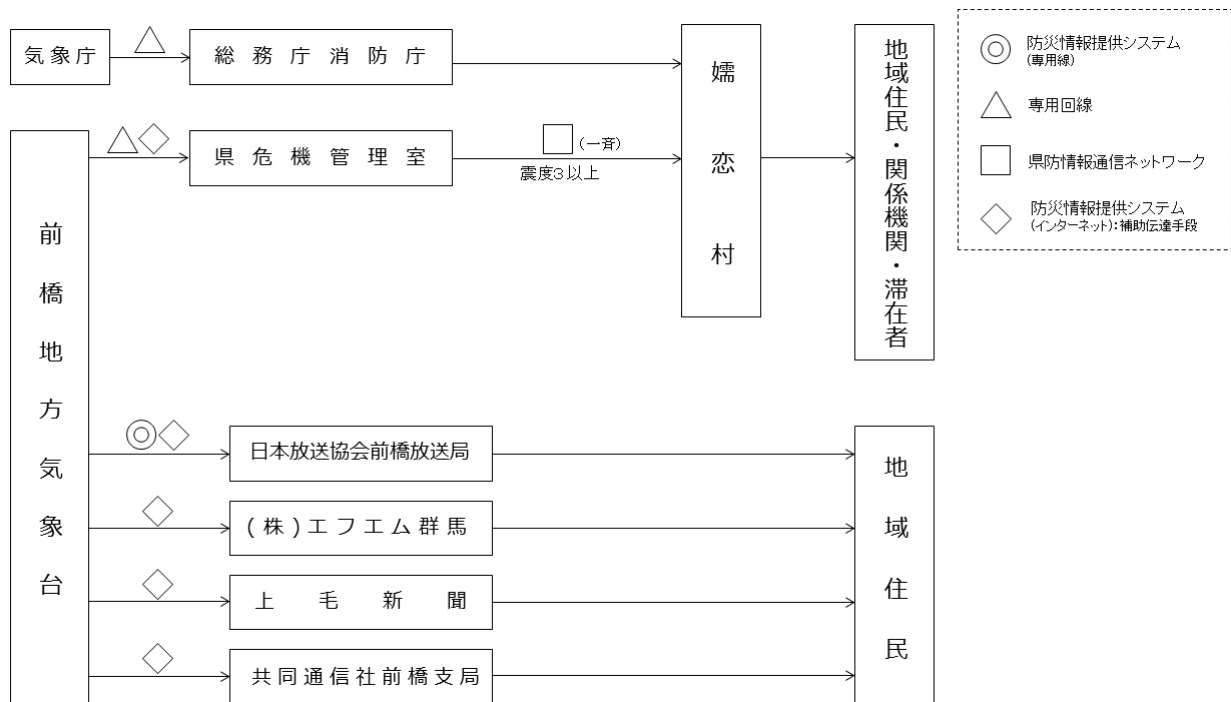
村は、県から「震度情報ネットワークシステム」によって提供される県内各地の震度情報により県内各地の情報を収集し、状況を把握するものとする。

#### <震度情報ネットワークシステム>



#### (2) 前橋地方気象台からの伝達系統及び伝達手段

前橋地方気象台からの地震情報（規模、震源、震度等）の伝達系統及び伝達手段は、次図のとおりとする。



#### (3) 通常通信途絶時の代替通信手段

村は、NTT回線の途絶により、震度情報及び地震情報が伝達されない場合は、県(危機管理室ほか)から県震度情報通信ネットワークにより震度情報及び地震情報を受けるものとする。

## 第2節 災害情報の収集・連絡

(風水害・雪害対策編第2部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」に準ずる。)

## 第3節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)



## 第2章 活動体制の確立

地震による被害の発生を未然に防止し、又は発生する被害を最小限度に食い止めるため、収集・連絡された情報に基づく判断により、防災関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の活動体制を迅速に確立する必要がある。

### 第1節 災害対策本部の設置

婦恋村災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

#### 1 設置の決定

村長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を設置するものとする。

- (1) 村内で震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 震度にかかわらず村内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、村長が必要と認めたとき。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

### 第2節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

### 第3節 災害警戒本部等の設置

#### 1 災害警戒本部の設置

副村長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当するときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 村内に震度4の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震に関して東海地震注意情報または予知情報が発表されたとき。
- (3) 震度にかかわらず村内に地震による被害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整を図るため、副村長が必要と認めたとき。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部等の設置」に準ずる。)

## 第4節 職員の非常参集

### 1 村における職員の非常参集

#### (1) 動員の決定

- ア 村長は、災害対策本部を設置したときは、次表の基準に従い動員の区分を決定するものとする。
- イ 副村長は、災害警戒本部を設置したときは、関係部局長と協議の上、動員の規模を決定するものとする。ただし、動員の規模を検討するいとまがない場合は、次表に掲げる「初期動員」とする。

動員区分	動員規模	適用基準	配備内容
初期動員 (警戒本部)	コアメンバー (災害により異なる)	災害警戒本部を設置し、主として情報の収集・連絡活動を実施する必要がある場合で、動員の規模を検討するいとまがないとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対策本部設置前の警戒体制とし、情報の収集や伝達が円滑に行える必要最小限度の動員とする。</li> <li>○状況に応じて1号動員(対策本部)に移行し得る体制とするため、待機者については、警戒本部長の判断で速やかに登庁できる体制で待機。</li> <li>○警戒本部はコアメンバーを以て構成するが、各課策定の参集体制を妨げるものではない。</li> </ul>
1号動員 (対策本部)	課長補佐以上	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部体制の動員として、小規模災害に対処し得る態勢(課長補佐以上)。</li> <li>○状況に応じて2号動員に移行し得る体制とするため、待機者については、各課長の判断で速やかに登庁できる体制で待機。</li> <li>○参集範囲を課長補佐以上とするが、各課策定の参集体制を妨げるものではない。</li> </ul>
2号動員 (対策本部)	係長以上	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて1号動員では要員が不足するとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部を設置し、中規模災害に対処し得る体制(係長以上)。</li> <li>○状況に応じて3号動員に移行し得る体制とするため、待機者については、各課長の判断で速やかに登庁できる体制で待機。</li> <li>○参集範囲を係長以上とするが、各課策定の参集体制を妨げるものではない。</li> </ul>
3号動員 (対策本部)	全職員・全団員	災害対策本部を設置し、各種の応急対策活動を実施する必要がある場合で、被害の規模等からみて村の総力を挙げて対応する必要があるとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○村の総力を挙げて対応し得る体制とし、状況に応じた応急活動ができる体制とする。</li> </ul>

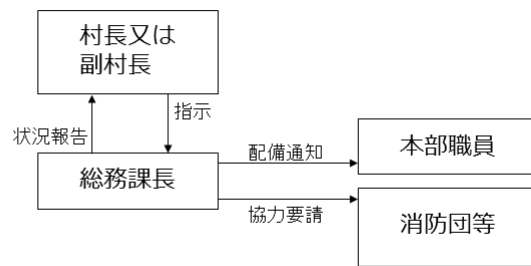
※災害別の動員区分体制の適用基準においては別途資料(資料編19-1)参照

- ウ 動員の決定に当たっては、災害の規模、発生地域等の状況に応じ、部署若しくは地域を限定し、又は部署若しくは地域ごとに異なる区分を適用することができる。

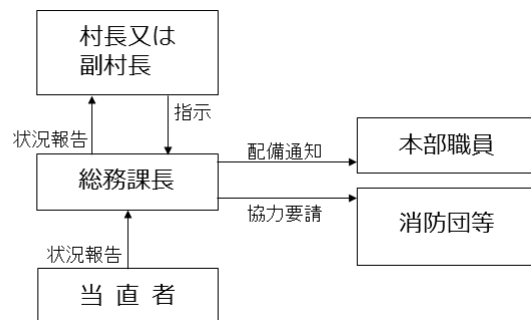
(2) 動員指示の伝達系統

動員指示の伝達系統は、次図のとおりとする。

①勤務時間内



②勤務時間外



(3) 動員指示の伝達方法

動員の指示は、本部長(村長又は副村長)の決定に基づき、本部連絡員を通して本部員に伝達するとともに、在庁時においては庁内放送を、退庁後及び休日等においては防災行政無線、電話及びメール等により伝達するものとする。

(4) 自主登庁

職員は、勤務時間外において孺恋村域における震度5以上の地震を知ったときは、自主的に登庁しなければならない。

(5) 登庁場所

動員の伝達を受けた職員は、可能な限り自己の勤務場所に登庁するものとする。自己の勤務場所に登庁することが困難な場合には登庁可能となるまでの間、最寄りの村の施設等で活動するものとする。

登庁にあたっては被害状況及び道路状況を適切に判断し、登庁するものとする。また登庁途上における被害状況を把握し、登庁後直ちに本部に報告するものとする。

(6) 登庁の免除

以下の場合には登庁を免除するものとする。

ア 本人若しくは家族が負傷し、又は疾病にかかり勤務することが困難と認められるとき

イ 登庁すべき場所のいずれにも登庁できない事情のあるとき

なお、ア、イの場合は、所属長にその旨を報告し、さらにイの場合は、登庁可能となるまでの間、可能な限り地域の防災活動に従事するものとする。

(7) 活動場所

職員は、原則として自己の所属部署において災害応急対策活動を行い、必要に応じ、災害対策

本部員、連絡員等として、自己の所属部署から離れて活動するものとする。

《関係資料》資料編：19－1 動員体制区分の適用基準

## 第5節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

## 第6節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

## 第3章 救助・救急、医療及び消火活動

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うこと、さらに、災害の拡大を防止するため、消火活動を迅速・的確に行うことは、村民の生命・身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

### 第1節 救助・救急活動

#### 1 住民、自主防災組織及び事業所(企業)による救助・救急活動

- (1) 大規模地震発生直後は、多くの死傷者が発生するとともに建築物の倒壊等により道路交通網が寸断され、消防機関、警察機関等による救助・救急活動が一時的に機能しない事態が予測される。  
このため、住民、自主防災組織及び事業所は、自発的に被災者を倒壊建物から救出し、応急処置を施し、医療機関に搬送するなどの救助・救急活動を行うよう努めるものとする。
- (2) 住民は、自らの身の安全の確保及び出火防止の措置を講じた後、家族や近隣住民の被災状況を確認し、必要があれば住民同士で協力し、又は自主防災組織の一員として被災者の救出、応急処置、初期消火等に努めるものとする。
- (3) 救助・救急活動に必要な資機材については、村が保有するものに加え、群馬県地域防災センター、吾妻行政県税事務所等の備蓄倉庫、中之条土木事務所、吾妻広域消防本部・消防署、村消防団、事業所等の資機材の貸し出しを受けるものとする。
- (4) 住民、自主防災組織及び事業所は、消防機関、警察機関等による救助・救急活動に協力するものとする。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

### 第2節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

## 第3節 消火活動

### 1 村及び住民等による消火活動

#### (1) 村による消火活動

大規模地震発生直後は、建築物の倒壊、道路施設の損壊等により道路交通網が寸断され、消防機関による消火活動が一時的に機能しない事態が予測される。このため、村は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

#### (2) 住民及び自主防災組織による消火活動

住民及び自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに消防機関に協力するものとする。

## 第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急活動、医療活動及び消火活動を迅速に行うため、また、避難者に緊急物資を供給するためには、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

### 第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

### 第2節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

### 第3節 緊急輸送

(風水害・雪害対策編第2部第6章第3節「緊急輸送」に準ずる。)

## 第5章 避難収容活動

地震発生後、被災者を速やかに避難誘導し、安全な避難所に収容することにより、当面の居所を確保することは、被災者の精神的な安心につながるものである。

さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第1歩を用意する必要がある。

### 第1節 避難誘導

#### 1 避難の勧告・指示等

##### (1) 避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の実施

- ア 村長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告又は指示を行うものとする。
- イ 村長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。
- ウ 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。
- エ 指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、村から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとする。



	発令者	措置	発令する場合
避難準備	村長	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の避難開始</li> <li>一般住民の避難準備</li> </ul>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難勧告	村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの勧告</li> <li>立退き先の指示</li> </ul>	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
避難指示	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> </ul>	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> <li>立退き先の指示</li> </ul>	(避難の勧告と同じ)
	警察官 (災害対策基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退きの指示</li> <li>立退き先の指示</li> </ul>	村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の指示</li> </ul>	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難の指示</li> </ul>	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいないとき。

(2) 明示する事項

避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項（災害危険箇所の存在等）

(3) 伝達方法

避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示は、防災行政無線、サイレン、広報車、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(4) 村から関係機関への連絡

村は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行ったときは、その内容を速やかに県（吾妻行政県税事務所を經由して危機管理室、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理室）、長野原警察署、吾妻広域消防本部等に連絡するものとする。

(5) 避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の解除

村及び県は、避難勧告等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

（第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第1章第2節「避難誘導」に準ずる。）

## 第2節 避難場所及び避難所の開設・運営

（風水害・雪害対策編第2部第7章第1節「避難場所及び避難所の開設・運営」に準ずる。）

## 第3節 応急仮設住宅等の提供

（風水害・雪害対策編第2部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。）

## 第4節 広域的避難収容

（風水害・雪害対策編第2部第7章第3節「広域的避難収容」に準ずる。）

## 第5節 村外からの広域避難者の受入れ

（風水害・雪害対策編第2部第7章第4節「村外からの広域避難者の受入れ」に準ずる。）

# 第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

## 第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

（風水害・雪害対策編第2部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。）

## 第7章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

村は、避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態に十分配慮する必要がある。また、大規模な災害により多数の行方不明者及び死者が生じた場合には、行方不明者の捜索及び遺体の処置を遅滞なく進める必要がある。

### 第1節 保健衛生活動

(風水害・雪害対策編第2部第9章第1節「保健衛生活動」に準ずる。)

### 第2節 防疫活動

(風水害・雪害対策編第2部第9章第2節「防疫活動」に準ずる。)

### 第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

(風水害・雪害対策編第2部第9章第3節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる。)

## 第8章 被災者等への的確な情報伝達活動

流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する必要がある。

### 第1節 広報・広聴活動

#### 1 広報活動

(1) 村は、県(広報課ほか)及びライフライン事業者等と連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に広報するものとする。

(2) 広報内容

広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示すると概ね次の事項である。

例)

発生した地震の震源・規模	避難時の注意事項
被害状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
二次災害の危険性	交通規制の状況
余震の可能性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難の勧告又は指示の内容	各種相談窓口
避難場所及び避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否

(3) 広報媒体

広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示すると概ね次のとおりである。特に被災者生活支援に関する情報については紙媒体での情報提供に努めるものとする。

例)

テレビ、ラジオ、同報系無線(戸別受信機)、広報車、航空機、インターネット、新聞、チラシ、掲示版、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア等
--

(4) 情報提供機関の連携

村は、県(広報課ほか)及びライフライン事業者等と連携して、災害情報の広報に当たっては、相互に連絡をとりあうものとする。

また、必要に応じ、放送・報道機関に協力を要請するものとし、放送・報道機関は積極的に協力するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

村は、県(広報課ほか)及びライフライン事業者等と連携して、災害情報の広報に当たっては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者がその内容を理解できるよう、広報の方法や頻度に配慮するものとする。

(6) 情報の入手が困難な者への配慮

村は、県と連携して、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、所在を把握できる広域避難者、帰宅困難者等災害情報の入手が困難な被災者に対して、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

## 第9章 社会秩序の維持等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる必要がある。

### 第1節 社会秩序の維持

(風水害・雪害対策編第2部第11章第1節「社会秩序の維持」に準ずる。)

## 第10章 施設、設備の応急復旧活動

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止ための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

### 第1節 施設、設備の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第1節「施設、設備の応急復旧」に準ずる。)

### 第2節 公共土木施設の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずる。)

## 第11章 二次災害の防止活動

余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物・構造物の倒壊等に備え、二次災害対策を講ずる必要がある。

### 第1節 二次災害の防止

#### 1 水害・土砂災害対策

- (1) 村は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (2) 村は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難勧告等の判断が行えるように、県(砂防課ほか)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を受けるものとする。

#### 2 被災建築物及び被災宅地の二次災害対策

- (1) 村は、県(建築課ほか)と連携して、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。
- (2) 村は、県(建築課ほか)と連携して、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

#### 3 危険物、有害物質等による二次災害対策

村は、県(消防保安課・薬務課・環境保全課ほか)、消防機関及び警察機関と連携して、危険物、有害物質等による二次災害を防止するため、必要に応じ、危険物、有害物質等を製造し、貯蔵し、又は取り扱う施設の緊急立入検査、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

## 第12章 自発的支援の受入れ

大規模な災害の発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられる。このため、村は、県と連携して、これらの支援を適切に受け入れる必要がある。

### 第1節 ボランティアの受入れ

(風水害・雪害対策編第2部第13章第1節「ボランティアの受入れ」に準ずる。)

### 第2節 義援物資・義援金の受入れ

(風水害・雪害対策編第2部第13章第2節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。)



## 第13章 要配慮者対策

### 第1節 要配慮者の災害応急対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。

このため、村は、県、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者と連携して、連携して要配慮者の安全を確保するための災害応急対策を行うものとする。

#### 1 要配慮者対策

##### (1) 災害に対する警戒

- ア 村は、余震による建築物の倒壊や土砂災害等の二次災害の危険性について、防災関係機関等から情報を積極的に収集する。
- イ 村長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ウ 村は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示が、確実に要配慮者に伝達できるような手段や方法を講じるものとする。
- エ 村は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者施設の管理者に対し、防災気象情報や避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を直接伝達するものとする。

##### (2) 避難

村は、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を発令する場合には、次の事項に留意の上、避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。

- ア 避難行動要支援者の避難において、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者やその他の者に提供するなど効果的に利用し、避難行動要支援者の避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民、自主防災組織、消防機関、警察機関等の協力を得て、介助及び安全確保に努める。
- イ 避難行動要支援者を安全に避難させるため、介助人は、被害の状況、道路・橋梁等の状況を勘案し、もっとも安全と思われる経路を選定する。
- ウ 避難所における要配慮者の負担を軽減するため、避難が予想される期間などを勘案し、福祉避難所の開設を行う。福祉避難所を開設した場合は、対象となる要配慮者に対し、速やかに周知する。福祉避難所においては、要配慮者の避難生活の負担軽減を図るため、食料

品、飲料水の生活必需品及び車いす、おむつ等の物資の調達や手話通訳者、外国語通訳者、医師、看護職等の人材の派遣を迅速に行う。一般の避難所においても、要配慮者の避難生活が不自由にならないよう、福祉避難所と同様に、これらの手配を迅速に行うものとする。また、物資や人材等に不足が生じる場合は、県(要配慮者利用施設所管の各課)に応援を要請する。

エ 避難所での生活に不自由をきたし、健康の保持が困難な要配慮者については、要配慮者利用施設への緊急入所を管理者に要請する。また、適当な入所先が確保できないときは、県(要配慮者利用施設所管の各課)に対し、入所先のあっせんを要請するものとする。

### (3) 安否の確認

村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第14章第1節「要配慮者の災害応急対策」に準ずる。)

## 第14章 その他の災害応急対策

### 第1節 学校の災害応急対策

#### 1 地震情報の把握

小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の管理者（以下この節において「学校管理者」という。）は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

#### 2 学校施設の安全性の点検

学校管理者は、大規模な地震が発生したときは、校舎の損壊状況を確認し、学校施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における学校管理者は、校舎周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

（第3項以下は、風水害・雪害対策編第2部第15章第2節「学校の災害応急対策に準ずる。」）

### 第2節 文化財施設の災害応急対策

#### 1 気象状況の把握

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、テレビ、ラジオ等による地震情報に注意を払い、地震による二次災害の危険性や余震の可能性等の情報の把握に努めるものとする。

#### 2 文化財収蔵施設の安全性の点検

文化財の管理者は、大規模な地震が発生したときは、文化財収蔵施設の損壊状況を確認し、当該施設の安全性を点検するものとする。

また、災害危険区域における文化財の管理者は、収蔵施設周辺の巡視を行い、洪水や土砂災害等二次災害の危険性についても点検を行うものとする。

（第3項以下は、風水害・雪害対策編第2部第15章第3節「文化財施設の災害応急対策」に準ずる。）

### 第3節 災害救助法の適用

(風水害・雪害対策編第2部第15章第4節「災害救助法の適用」に準ずる。)

### 第4節 動物愛護

(風水害・雪害対策編第2部第15章第5節「動物愛護」に準ずる。)

## 第3部 災害復旧・復興

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重し、村が、県と連携して、主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

(風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

### 第2節 原状復旧

(風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。)

### 第3節 計画的復興の推進

(風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

### 第4節 被災者等の生活再建の支援

(第1～10項は、風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

#### 11 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、村は、県等と連携して、その制度の普及促進にも努めるものとする。

### 第5節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

### 第6節 公共施設の復旧

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

## 第7節 激甚災害法の適用

(風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

## 第8節 復旧資金の確保

(風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)